

ガス導管事業者の収支管理の適正化に向けた建議（2019年1月）

- 監視等委員会の料金審査専門会合は、2018年10月から2019年3月にかけて、ガス導管事業者の2017年度収支状況等の事後評価を実施。
- これを通じ、ガス導管事業者の収支管理を適正化する観点から経済産業省令等を改正することが望ましいと考えられることが明らかとなったことから、その改正を経済産業大臣に建議した。

ガス導管事業者の収支管理を適正化する観点から建議した内容

- 地域別に託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者については、地域別に託送収支計算書等を作成し公表することとする。
- 特定導管ごとに託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者については、特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し公表することとする。
- 託送供給に係る需要が著しく少ない特定ガス導管事業者のうち、事業者間精算料金表の設定を必要とする者については、託送供給約款制定不要の承認の対象外とすることなどにより、超過利潤のストック管理及びフロー管理が実施されるようにすること。